# 第4章 推進方策の目標と5つの柱

# 1 推進方策の目標

県内の中小企業や生産者が、知的財産の重要性を認識し、創造・保護・活用に積極的に取り組むことにより、知的創造サイクルを確立し、競争力の強化と経営の持続的な発展を図る。

### 2 目標達成のための推進方策の5つの柱

#### (1) 知的財産についての理解向上に努める

- ・ 知的財産を適切に創造・保護するとともに、知的財産を最大限活用した事業 を行っていくためには、知的財産に対する正確な知識が欠かせない。
- ・ 知的財産に関する説明会・セミナーの開催,専門家による相談の実施や派遣 などを行い,中小企業等の知的財産の理解の向上を図る。

# (2) 知的財産の創造に向けた多様な支援を展開する

- ・ 商品・サービスの企画開発に先立って必要な先行技術<sup>12</sup>, 意匠デザイン, 商標などの調査支援を行う。
- 県試験研究機関が県内企業の研究開発に対して多様な支援を行う。
- ・ 県内企業が大学,工業高等専門学校,研究機関等の技術シーズや研究開発力 を活用する産学官連携を推進する。
- 地域ブランドの確立に向けた取組みを進める。

### (3) 知的財産が適切に保護されるよう、きめ細かな支援を行う

- ・ 知的財産の権利化可能性を判断するために、先行技術(下欄参照)調査支援 を行う。
- 知的財産に関する様々な手続や契約等において、自らの権利が確実に保護できるようサポートを行う。
- ・ 出願し、権利化するばかりではなく、内容によっては営業秘密(ノウハウ)

<sup>12</sup> 先行技術 特許や実用新案などの出願日前に、国内又は国外で公然知られたか、公然実施されたか、頒布された刊行物に記載されたか、電気通信を利用して公衆に利用可能となった発明や考案。先行技術があるものについては原則として特許や実用新案を受けることができないので、先行技術調査は大変重要である。

として保護すべき場合もあるので、ケースに即した柔軟なサポートを行う。

- ・ 県内産業を保護するため、権利侵害や産地偽装に対応できる技術の開発を行う。
- ・ 海外における知的財産権保護制度の普及、啓発を行うなど、海外での知的財産権の保護に係る必要な支援を行う。

# (4) 知的財産の活用を促進し新たな利益の創出を図る

- 知的財産を活用した起業から販路開拓までの一貫した支援を行う。
- 特許流通事業により開放特許<sup>13</sup>の有効活用と事業化を推進する。
- ・ インキュベート施設を整備し、新技術の創業を支援する。
- 事業化に必要な資金の支援を行う。

### (5) 県の試験研究機関における知的財産の創造・保護・活用を促進する

- 県の重点施策や、その他の県政の課題に対応した研究開発を推進する。
- ・ 県内企業・生産者のニーズに対応した研究開発を推進する。
- 優れた研究成果は県有知的財産として積極的に権利化し、活用を図る。

<sup>13</sup> 開放特許 希望者から申出があれば適正な実施料により実施許諾する用意がある特許。